

広島県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所在地	業務の種類	変更年月日
新	旧			
訪問鍼灸マッサージ KEiROW東広島 中央ステーション	訪問鍼灸マッサージ KEiROW安芸中 央ステーション	広島市安芸区中野 東四丁目七番三九 号グラントール中 野二〇三号	あん摩マッ サージ指圧	平成三二年四月一 〇日
訪問鍼灸マッサージ KEiROW東広島 中央ステーション	訪問鍼灸マッサージ KEiROW安芸中 央ステーション	広島市安芸区中野 東四丁目七番三九 号グラントール中 野二〇三号	はり・きゅ う	平成三二年四月一 〇日